

飯田市職員の飲酒運転根絶に向けた取組について

酒酔い運転及び酒気帯び運転（以下これらを総称して「飲酒運転」という。）は、人が死傷するなど重大事故につながる極めて危険な犯罪行為である。

飯田市職員の飲酒運転事案は発生の都度再発防止策を講じてきたが、平成27年度からほぼ毎年発生し、飯田市役所に対する市民の信用と信頼は極めて失墜しており、職員はその回復に努めなければならない。

そこで、職員による飲酒運転事案が二度と発生しないよう全庁的な教育訓練の実施と各職場の協議を踏まえ、職員一人ひとりが自覚と意識を持って「飲酒運転の根絶」に向け率先実行する。

<ポイント>

- ◆飲酒運転事案に関する懲戒処分の基準適用の厳格化 …飲酒直後の運転は「原則免職」
- ◆職場提案に基づく飲酒運転根絶に向けた実効性のある取組の実施
…提案から全庁的に取り組む事項を選定して実行し、段階的に改善を図りつつ継続的に推進する

1 飲酒運転事案に関する懲戒処分の基準適用の厳格化について

平成27年に発生した職員の飲酒運転事案を契機に、職員懲戒審査委員会では「飯田市職員の懲戒処分等の指針」（訓令第12号）第10条第1項の規定に関し「免職又は停職を原則」として取り扱ってきたが、度重なる事案発生で飯田市役所に対する市民の信用と信頼は極めて失墜していることを重く受け止め、飲酒直後の運転は「原則免職」として取り扱う。

（1）「飯田市職員の懲戒処分等の指針」（訓令第12号）第10条第1項に規定する飲酒運転事案の処分基準

違反行為	道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）	処分
酒酔い運転	別表第2の2に定める特定違反行為	免職又は停職
酒気帯び運転	別表第2の1に定める一般違反行為であって、同表の右欄に掲げる点数が13点以上のもの	免職、停職又は減給

（2）（1）を基に職員懲戒審査委員会の事案審査における基準適用の取り扱い

事案		補足	処分の原則
酒酔い運転			免職
酒気帯び運転	飲酒直後の運転	帰宅前又は就寝迄に運転し逮捕・検挙	免職
	交通事故惹起	死亡、傷害、物損	免職
	再犯、常習		免職
	報告懈怠、隠ぺい		免職
	翌朝、起床後に運転	呼気0.25mg/ℓ以上	点数25点以上の違反
呼気0.15mg/ℓ以上 0.25mg/ℓ未満		点数14点以上25点未満の違反	停職5月
		点数13点(他に違反・事故なし)の違反	停職4月

※ 処分は酌量事由、刑罰及び裁判例等を勘案して総合的に判断し決定する

2 飲酒運転根絶に向けた実効性のある取組の実施について

各職場から提案のあった再発防止対策に関し、提案の多い事項や速やかに取り組むべき事項を以下の通り選定・整理して、部長会議、主管課長会議を通じて周知し実行。

今後定期的に各職場の実施状況を確認し、段階的に改善しながら実効性を高め継続的に取り組む。

【取組経過】

○全職員が飲酒運転根絶に向けた教育訓練

- ・管理職講習 ～テーマ：飲酒運転撲滅のための職場づくり …7月2・3・6・7日に分けて開催 84人
- ・所属長による職場内講習を実施して再発防止対策を協議（7月）

○全職場(78の課等：課、15自治振興センター、市立病院11部署)から合計276件の提案

(1) 酒席のルール

①酒席には、原則自家用車（自転車も含む）では参加しない。

例：公共交通の利用、家族の送り迎え等による

②職場の酒席では開始と終了時に上司または幹事が帰宅方法について確認する。

※代行利用の場合は予約済の確認をする ←(2)②関連

③職場の酒席は翌日にアルコールが残らないように配慮する。

例：時間制限を設ける、飲み放題にしない、注ぎ合わないなど

④飲酒した翌日は車両を運転する前に必ず検知器などによりアルコールチェックを行う。

例：アルコール検知器の使用、家族による呼気の確認

⑤職員はプライベートの酒席の予定について所属長に自己申告し、所属長は酒席への交通手段を確認する。

(2) 運転代行の利用について

①運転代行を利用して帰宅する場合は、自宅敷地内までの到着を徹底する。

②運転代行を利用して帰宅する場合は、酒席の前に運転代行を予約する。

③職場、プライベートの酒席を問わず、運転代行を利用した時には、領収書に自宅までの到着を確認した旨の署名を代行業者から徴し、翌日所属長が確認する。

(3) 意識啓発について

職場における「安全運転宣言書」の掲示、朝礼等での安全運転及び飲酒運転防止の意識啓発に加え、新たに次の項目を実施する。

①安全運転管理者(総務文書課長)は、全職員に対し、定期的にメール配信システムを使用して「飲酒運転根絶」のメールを携帯電話メールアドレスに配信する。

②安全運転管理者(総務文書課長)は、新聞報道された飲酒運転事案をグループウェアに掲載し、注意喚起を行う。

(4) その他

職員各自が飲酒運転は組織の信用を著しく失墜させる行為であることの重大さを認識し、絶対しないことを誓う「飲酒運転根絶宣誓書」に署名押印して人事課へ提出する。